

生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、呉市立広小学校の教育目標を達成するためのものである。同時に広中央中学校区において、子どもたちの健やかな成長を願い、義務教育9年間の見通しを持った指導について、共通認識、実践を図るためのものである。

子どもたちが自主的、自立的に学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校など)

第2条 登下校については、自宅を出て、自宅に帰るまでを教育活動と捉える。

- (1) 決められた通学路を通して登下校する。
- (2) 午前7時30分から午前8時15分までに登校する。朝の支度をし、教室で過ごしたり、運動場で遊んで過ごしたりする。
- (3) 欠席、遅刻、早退の場合、午前8時10分までに保護者が欠席や遅刻の理由を学校に連絡する。
- (4) 登校したら、許可なく校外には出ない。
- (5) 帰宅時刻は、次のように定める
 - ・ 午後4時30分までに学校を出る。
 - ・ 午後5時までに帰宅する。(11月～2月は午後4時30分)

(服装など)

第3条 学校内外において、学習活動に適した服装を原則とする。

TPO(時、場所、場合)に応じた服装等ができるようにする。

- (1) 清潔で勉強や運動に適したものを着用する。
 - ・ 華美な装飾のある服装はしない。
 - ・ 名札を左胸に付ける。
 - ・ 冬季のマフラーや手袋、ネックウォーマー、レッグウォーマー等は、登下校時のみの使用とする。
 - ・ 冬季の体育科授業では、華美でない動きやすい服装を体操服の上から着ても良い。
 - ・ フードは、視界の妨げになり、音が十分聞こえないので、かぶらない。
- (2) 体操服は、男女とも白長袖シャツ、白半袖シャツ、ハーフパンツ、赤白帽とし、転入生に限り、買い換え時期が来るまで、転入前の服も可とする。
- (3) 運動靴は、体育の授業に使用できる機能性のあるものとする。(ハイカット、厚底等は運動に適しません。)
- (4) 水着は、紺または黒を基調としたスクール水着とする。
 - ・ 水泳帽は、学年指定色のものとする。

(髪型)

第4条 頭髪は常に清潔にし、学習や運動に適した髪型とする。

- (1) 赤白帽や給食の帽子がかぶれないような髪型にはしない。肩より長い髪は必ずゴムでとめる。ヘアバンドやカチューシャ、シュシュ等は使用しない。(ゴムやピンは、飾りのないものにする。)
- (2) 染色、脱色、パーマ等、髪に手を加えないようにし、特別な髪型、刈り方をしない。前髪は、目にかからないようにする。
- (3) 眉毛を意図的に細くしない。

(化粧・装飾)

第5条 次のことは禁止する。

- (1) ピアス、ネックレス、ブレスレット、マニキュア、シールタトゥー等の装身具の着用。
- (2) 金属製のものやミサंगा等の指に引っかかる危険性のあるものの着用。

(持ち物)

第6条 原則、学習に必要なもの以外は不要物と見なし、持ち込みを禁止する。持ち込みがあった場合は、学校が預かり保護者に返却する。

- (1) 持ってきてはいけないもの：携帯電話、菓子類、マンガ類、キーホルダー、化粧品、ゲーム機、カード類、必要のないお金、紐付きポシェット（引っかかると危険なため）等、たばこや刃物等の法令・法規に反するもの
- (2) 携帯電話は、特別な事情がある場合、許可申請を行い、協議のうえ許可する。登校後は、教室に入る前に職員室に預ける。
- (3) 学習に関する持ち物は、「ひろっこみんなのやくそく」に則る。キャップ式ボールペン（5・6年のみ可）、シャープペンシル、華美な文房具は持ってこない。学習用具等は、原則ランドセルに入れる。（6年間使用できるように大切に使う。）
- (4) 薬等、特別に必要な場合は保護者から担任へ連絡をする。
- (5) 学習用タブレットの使用については、「タブレット端末活用のルール」に則る。

(その他)

第7条 互いに気持ちよく過ごすことができるように、次のことに注意する。

- (1) 他の人の身体や心を傷つけるようなことは絶対にしない。(いじめ・暴力など)
- (2) 法律で禁止されていることはしない。
- (3) 学校の物は大切に扱う。壊してしまった場合は、すぐに先生に申し出る。意図的に壊したり、不注意で壊したりした場合は、弁償する。

第3章 校外生活に関すること

(外出)

第8条 校外での生活の心得については、次のことを守る。

- (1) 外出（遊びに出る）の場合は、行き先、帰宅時間を家族に伝える。
- (2) 児童のみの校区外への遠出、夜間外出、また無断外泊は禁止する。
 - ・ ただし、保護者責任のもと広公園、弁天橋公園は許可する。
 - ・ 高学年（4～6年生）については、学習活動の為に呉市広まちづくりセンター、呉市

広図書館、呉市営温水プール（新広駅横）に行くことは、保護者の責任のもと許可する。

- ・ カラオケボックス、ゲームセンター、ボーリング場、飲食店、大型スーパー等へ行く場合は保護者同伴とする。

- (3) 海・池・川・山等の危険な場所へは、子どもだけで絶対に行かない。立ち入り禁止箇所に立ち入らない。
- (4) 危険な場所、公共施設内等で遊ばない。(道路・線路付近、駐車場、公民館等の公共施設等)
- (5) エアガン等の有害玩具は購入しない。また、使用しない。
- (6) 交通ルールを守る。特に、自転車・キックボード等の乗り物については、保護者の責任のもとで乗るようにする。ただし、道路で自転車に乗ってもよいのは3年生からとする。
- (7) 不審者に対しては、安全のための未然防止をしっかりと行う。
 - ・ 危険な場所へは立ち入らない。
 - ・ 事件に遭わないための行動の仕方や、事件に遭遇したときの行動の仕方「いかのおすし」を守る。
- (8) 地域の方には、元気よくあいさつをし、注意を受けたときには素直に聞く。

第4章 特別な指導に関すること

「社会で許されないことは、学校でも許されない」との認識に立ち、校内及び校外で問題行動を起こした場合、しっかりと反省を促し、よりよい学校生活が送れるように指導をする。

(問題行動への特別な指導)

第9条 問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合、特別な指導を行う。

別紙問題行動対応一覧表に応じて対応をする。

(特別な指導)

第10条 特別な指導では、説諭、反省文を書かせるなど、発達段階に応じた反省指導を行う。

- (1) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省、再発防止のための具体的な約束や取組を行う。別室反省指導の期間は、概ね1日から3日とし、授業反省指導の期間は、概ね5日とする。
- (2) 原則別室において、学級担任・学年部を中心に全教職員で行う。
- (3) 特別な指導は、児童に反省を促すとともに、保護者と今後の指導について連携を図る。指導上、必要な内容については保護者の来校を要し、今後の指導について連携を行う。この場合、必要に応じて生徒指導主事・管理職も指導にはいる。
- (4) 第9条(1)(2)を繰り返す場合、保護者に来校を求め、連携を図ると共に、教育委員会、警察、こども家庭センター等の諸機関と連携を行う。

(規程の周知)

第11条 児童に対しては、この規程をふまえて別に作成する「ひろっこみんなのやくそく」等を用い、指導の徹底を図る。保護者に対しては、入学説明会、学級懇談会などで直接説明を行ったうえで、ホームページで公開して周知を図る。

(規程の施行)

この規程は令和5年3月1日より施行する。

☆ 問題行動対応一覧表 （第4章 特別な指導に関すること）

		指導段階	指導対象の主な事柄	指導内容の方法
一般的な指導の段階	1	ルールやマナー違反A 生徒指導規程に対する違反 (すぐに直せる違反)	・登下校のルール違反 ・遅刻 ・名札未着用 ・靴、シューズのかかと踏み ・その場で直せる服装の乱れ ・不要物の所持（携帯電話・危険物） ※携帯電話・危険物については保護者の来校を要請（保護者に了承の上、内容確認をする場合あり。内容によっては指導段階4に移行する。） ・頭髪違反（速やかに直せるもの） ・公衆道徳に違反する行為（唾を吐く等） ・けんか（内容により指導段階3または4に移行する。） ・テストでの不正行為	①事実確認 ②口頭注意を行い、直させる。 ↓ 事案が継続する場合 ③個別指導 （担任、学年主任、教科担当、生徒指導部） ↓ さらに継続する場合 ④保護者と連携を図り指導を行う。 （来校要請等を含む。） ↓ ⑤指導に従わない場合、指導段階2に移行する。
	2	ルール・マナー違反B (指導にある程度の期間を要する重大な違反)	・頭髪違反（脱色、染髪、パーマ、剃り込み、変形） ・眉ぞり ・ピアス	①事実確認 ②保護者と連携を密にした指導 （連絡、来校要請、家庭訪問） ③授業反省 ④期日を設けて、直させる。
特別な指導の段階	3	いじめに関すること	いじめと認知される行為	①事実確認 ②別室指導（説諭、反省文） 又は授業反省 ③保護者と連携を密にした指導 ④謝罪
		授業に関すること	・授業妨害（私語、立ち歩きなど） ・指導無視、暴言 ・学習用タブレットの不正使用	①事実確認 ②別室指導（説諭、反省文） 又は授業反省 著しくひどい場合 ③保護者来校要請 ④謝罪
	4	触法行為A (法規・法令違反)	喫煙、飲酒、家出、深夜徘徊、道路交通法違反	①事実確認 ②別室指導（説諭・反省文等） 又は授業反省 ③保護者来校要請 ④必要に応じて警察と連携
		触法行為B (犯罪行為)	万引、窃盗、金品強要、暴力行為（生徒間暴力・対教師暴力・器物破損）遺失物横領	①事実確認 ②別室指導（説諭・反省文等） 又は授業反省 ③保護者来校要請 ④警察と連携
	5	重大な緊急対応	生命の危機にかかわるような犯罪や行為、学校全体の秩序が脅かされ、生徒が安心して登校できない状況を作る行為	①事実確認（可能な限り） ②警察、関係機関と連携 ③教育委員会と連携

※指導のねらいは、当該児童の自己指導能力を育成することである。

※指導対象事案が発生するごとに保護者連携を行う。

※特別な指導の解除は、指導される児童本人が改善に向けて指導に従い落ち着いて教室には入れる状態であること、教室内の安全・安心な状態であることを条件とする。指導期間は原則として1回目3日間の授業反省、2回目5日間の授業反省、3回目3日間の別室指導とし、教員と保護者が連携を図り決定する。特別な指導解除日には保護者を呼び、期間中の様子を報告する。